

# 平成 30 年度 特定非営利活動に係る事業報告書

NPO 法人 わだち

## 1 事業の成果、反省

### (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

介護支援事業については、ケアマネの退職により、2 月末日をもって休止した。

### (2) 介護保険法に基づく訪問介護事業

訪問回数の多い利用者の長期入院等があり、10 月・11 月の 2 ヶ月は、訪問介護事業の収入が半減し、経営を圧迫する状況もあった。また、ヘルパーの退職により、人員不足となり、求人もなかなか実らず、今年度は大変苦しい 1 年となった。そんな中でも、今まで登録を残してくれていた、ヘルパーたちの助けにより、大過なくケアの継続ができたところである。

また、45%近い高齢化率を抱える市内天羽地区の在宅介護の状況は、ますます悪化しており、訪問系のサービス（医療・看護・リハ・介護）事業の確立が急務であると考え。当事業所も介護だけではない事業との提携を検討中である。

### (3) 障害者総合支援法に基づく居宅介護

(2) に同じ。

### (4) 高齢者支援事業

\*地元高齢者ふれあいサロン

月 1 ペースで開催。カラオケを中心としたレクリエーションと季節ごとの外出・外食を実施。

\*福祉有償運送

公共交通空白地有償運送開始により、運転手 2 名採用。来期はこれまでより利用者の受け入れをしていく方向。

### (5) 社会福祉事業にかかる支援

今年度は、福祉有償運送に加え、公共交通空白地有償運送も開始。

『ぷちバスわだち』…12 月～3 月 試行運行、31 年度 4 月からは富津市の補助金助成事業となる。

運転手も 1 名から 3 名に増やしたことで、福祉有償運送も来年度からは積極的に受けていく方向である。

## 2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
介護保険法に基づく訪問介護事業	(定款第 5 条 (1)-③)	介護計画により実施	法人事業所	7 名	契約した高齢者
介護保険法に基づく予防訪問介護事業	(定款第 5 条 (1)-④)	介護計画により実施	法人事業所	7 名	契約した高齢者

高齢者支援事業	介護保険外の特定高齢者を対象とした講演会、フリースペースの運営。 (定款第5条(1)-⑥)	月1回	市内 公民館等	3名	特定高齢者 15名 12回
	交通機関がなく外出が困難になっている高齢者の移送 (定款第5条(1)-⑥)	随時	市内	3名	契約した高齢者 (述べ173件)
	介護についての各種相談を実施する (定款第5条(1)-⑥)	随時	市内	1名	相談希望者 30件程度
障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護事業	(定款第5条(1)-⑧)	介護計画により実施	法人事業所	7名	契約した障害者